

保健所移管に伴う検査業務について

1 検査業務の目的

市保健所は食品衛生法の規定に基づき、食品衛生検査に係る施設を設置し、検査業務を行う必要があります。検査結果を根拠に飲食店の営業停止等の行政処分を行います。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、検査結果を根拠とした感染症のまん延防止に関する措置等（就業停止等）を行います。

2 保健所で行う検査

保健所が行う検査は、(1) 感染症関係、(2) その他感染症関係、(3) 食品衛生関係、(4) 水質環境、(5) その他に区別されます。

【検査項目】

(1) 感染症関係	感染症検査	腸内細菌等検査	
		結核菌検査	
	臨床検査	血液検査	
		寄生虫（卵）検査	
水質検査（レジオネラ菌等）			
(2) その他感染症関係	ノロ・ロタウイルス検査（感染症・食中毒）		
(3) 食品衛生関係	食品細菌		
	食品理化学	食品添加物	
		残留農薬	
		その他	
食中毒等	細菌（主に糞便中）		
(4) 水質環境	水質検査	飲料水	水道水
		※	飲料井戸水
	浄化槽検査		
	クリプトスポリジウム指標菌検査		
	遊泳場水		
	公衆浴場水		
(5) その他	家庭用品検査		
	おしぼり検査		

※移譲済み

3 吹田保健所の現状

大阪府では保健所の検査機能について、その効率性や技術集中による精度向上の観点から順次集約化を進めており、現在、府 12 保健所の検査業務は、広域保健所（茨木、藤井寺、泉佐野）と独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が担当しています。

吹田保健所では、平成 7 年度に検査室を閉鎖して以降、茨木保健所と同研究所及び民間検査機関による検査で対応しており、現在は直接、検査業務を行っていません。

4 検査業務の検討状況

(1) 検査室を整備せず、全面的に委託した場合

効果	① 高精度の検査結果に基づいた衛生監視指導等を実施することができる。 ② 試薬消耗品費、検査機器の保守点検費、人件費等関連費用が抑制できる。 ③ 検査室を必要最小限に抑えることにより、保健所スペースの有効活用ができる。
課題	① 住民からの依頼による腸内細菌検査（検便等）の対応ができない。

(2) 一部検査室を整備した場合

効果	① 休日、夜間においても検査機関との調整や検体搬送に時間を要することなく、迅速な対応が可能になる。 ② 住民からの依頼による腸内細菌検査（検便等）の対応ができる。
課題	① 高度な技術を有する検査技師等の確保や人材育成が困難である。 また、少数専門職となるため人事異動がなく、モチベーションの維持等が困難である。 ② 検査機器の維持管理費や更新にかかる費用、検査に従事する職員の人件費等多額のランニングコストがかかる。

5 今後の方向性

検査業務については、検査の信頼性、人件費や検査機器の更新に係る費用等の将来的な財政負担、人材育成などの観点から、緊急時の対応が確保されることを条件として、吹田保健所と同様に公的な検査機関等への委託を中心とした実施体制とする方向で検討を進めます。